

市道民税の申告



「マイナンバーがわかるもの」「本人確認書類」
をお忘れなく！（詳細は3ページをご覧ください）

所得税および復興特別所得税の確定申告は

期間内に！

2月16日(水)～3月15日(火)

公平・公正な税の負担のため、申告が必要な方は必ず期間内に収入額や控除額を自主申告しましょう。確定申告書の用紙は申告会場に用意してあります。また、国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告も可能ですので、積極的な利用をお願いします。詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためご協力をお願いします

- ・マスクの着用と会場入り口での検温、備え付けのアルコール消毒液による手指消毒のご協力をお願いします。
- ・週明けや午前中、期間間近は特に混雑が予想されますので、できるだけ混雑を避けてお越しくください。

所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- ・営業（報酬）、不動産（アパート収入のほか、土地の賃貸料や貸家などの家賃収入も含む）などの各種所得があった方
- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与所得以外の所得（退職所得を除く）が20万円を超える方（給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります）
- ・給与を2か所以上から受けている方
- ・年末調整を受けていない方（令和3年中に中途退職した方など）
- ・年金収入が400万円を超える方
- ・年金以外の所得が20万円を超える方（年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります）

これらの方々以外でも確定申告が必要な場合もあります。また、令和3年中に営業を始めた方、土地や建物を売却した方、建物をリフォーム・増改築した方、青色申告の方などは滝川税務署での申告になります。

市道民税の申告が必要な方

- ・年末調整を受けた給与、年金以外の収入・所得がある方
- ・令和3年中に収入・所得がなかった方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方

所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は市道民税の申告を兼ねますので、改めて市道民税の申告は不要です。

申告期間・受付時間・会場

【申告期間】 2月16日(水)～3月15日(火)

※土・日曜日、祝日を除く。

※還付申告は1月24日(月)から可能。

【受付時間】 9:00～17:00

※申告書の作成には時間を要します。

受付時間外の申告は受け付けできませんのでご了承ください。

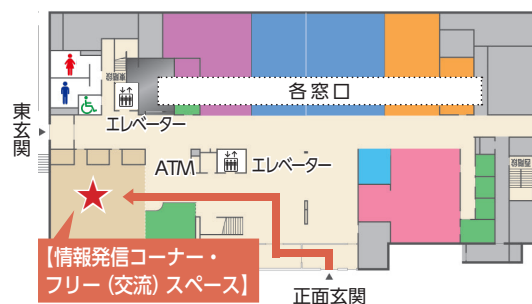
【申告会場】

市役所1階 情報発信コーナー・フリー（交流）スペース（右図）

※所得税および復興特別所得税は滝川税務署でも申告可（郵送も可）

<税の日曜申告>

3月6日(日)は市役所にて相談・申告の受け付けを行います。



申告に必要なもの

- ◎確定申告書・お知らせはがき 税務署から送られてきている方
- ◎申告者の金融機関の振込先がわかるもの（通帳の写しなど） 還付金の受け取りや口座振替による納付のため
- ◎マイナンバーカード

※マイナンバーカードを持っていない方は **本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）**

本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

1 番号確認書類	2 身元確認書類
<p>マイナンバーを確認できるもの1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの「通知カード」 ・住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）など 	<p>顔写真付き身分証明書のうち1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など <p>顔写真付き身分証明書の提示が困難な場合は、顔写真なし身分証明書のうち2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・母子健康手帳 ・源泉徴収票 など

※いずれも**原本**をお持ちください。

※デジタル手続法の改正に伴い、通知カードは廃止されました。通知カードに記載されている住所・氏名などが住民票と一致している方はマイナンバーを証明する書類として利用可能ですが、住所・氏名などに変更があった方で、通知カードの記載事項変更手続きを行っていない方はマイナンバーを証明する書類として利用できなくなりました。

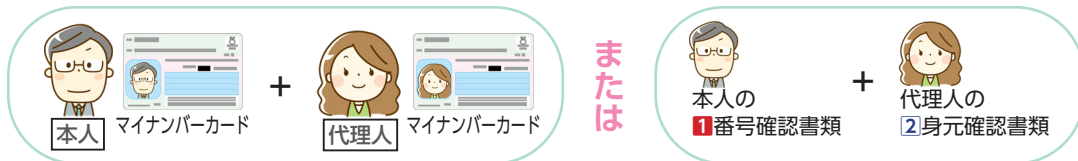
本人が申告する場合

- ・マイナンバーカード（顔写真付）をお持ちの方は、カードのみで本人確認書類として提示可能
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、上記の本人確認書類（1番号確認書類+2身元確認書類）



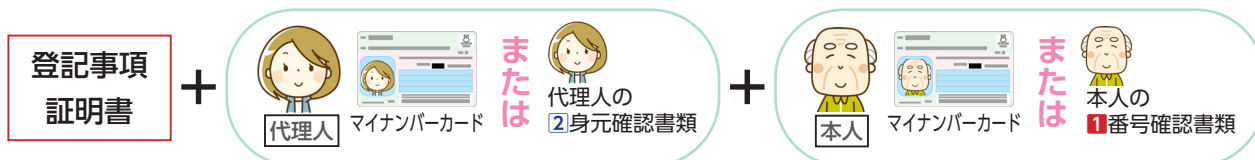
代理人の方が申告をする場合の必要書類

- ・代理申告をする場合は、本人と代理人のマイナンバーカードまたは本人の1番号確認書類と代理人の2身元確認書類



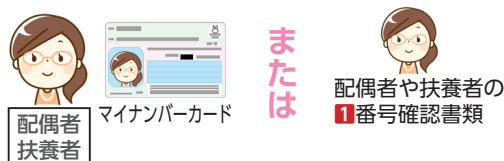
- ・成年被後見人の方が申告する場合は、次の本人確認書類3点

- ①代理権の確認書類 **登記事項証明書**
- ②代理人の身元確認書類 **マイナンバーカード**または**2身元確認書類**
- ③本人の番号確認書類 **マイナンバーカード**または**1番号確認書類**



配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合の必要書類

- ・配偶者や扶養親族のマイナンバーカードまたは1番号確認書類など

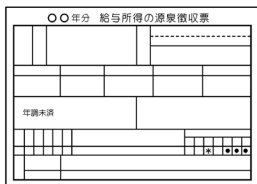


その他必要なもの

源泉徴収票や領収書、証明書などは**原本**が必要です。コピーでの提出は受け付けられませんのでご注意ください。紛失などでお手元に必要書類がなければ、再発行を受けたくうえで申告してください。

給与所得者・公的年金等受給者

- 受け取ったすべての源泉徴収票



営業などの事業・不動産所得者

- 収支内訳書（事前に記入してください）



障害者控除を受ける方

- 障害者手帳など



社会保険料（※1）、生命保険料、地震保険料、寄付金（※2）などの控除を受ける方

- 領収書、証明書

※1 国民健康保険、任意継続保険、国民年金など

※2 控除の対象となる寄付金が2,000円を超えた場合



住宅借入金等特別控除を受ける方（新築住宅を建てた方）

- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- 家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
- 土地の売買契約書の写し（住宅と一緒に敷地を取得した場合など）
- 家屋の登記事項証明書（法務局発行の全部事項証明書）
- 土地の登記事項証明書（住宅と一緒に敷地を取得した場合などで、敷地購入に係る借入金などがある場合のみ。法務局発行の全部事項証明書）
- 補助金などの額を証明する書類（補助金などの交付を受けた場合）

※中古住宅、増改築、認定長期優良住宅などの提出書類については滝川税務署へお問い合わせください。



医療費控除を受ける方

必要書類

- 医療費控除の明細書

個人ごと、病院別に合計額、医療費を補填する金額をそれぞれ記入してください。
様式は申告会場または市ホームページ「申請書ダウンロード」から入手できますが、ノートやメモ用紙に記載したものでかまいません。

- 医療保険者から交付を受けた医療費通知「医療費のお知らせ」



- ・医療費の領収書は提出不要ですが、5年間保存する義務があり、税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません。
- ・医療費通知（医療費のお知らせ）に記載のない分は医療費控除の明細書への記入が必要です。医療費通知の発送時期については、各保険者に確認してください。

医療費控除の対象にならないもの（一例）

- ◆診断書作成料（文書料） ◆病衣（パジャマ）・冷蔵庫・テレビ利用料など医療に直接関係のない費用
- ◆インフルエンザなどの予防接種代 ◆薬事法で定める医薬品以外の栄養剤や健康増進のサプリメント代など

住宅ローン控除を受ける方

要件

- ・住宅借入金などの返済期間が10年以上で、かつ分割返済であること。
- ・ご本人の合計所得金額が3,000万円以下であること。
- ・住宅の延べ床面積が50㎡以上であること。また、控除期間13年の特例の適用期限延長の令和4年末までに入居し、合計所得金額が1,000万円以下の方については40㎡以上であること。
- ・取得の日から6か月以内に入居し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること。
- ・床面積の2分の1以上がもっぱら自己の居住用に供されていること。
- ・平成31年・令和元年～同5年までの間に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例などの適用を受けていないこと。または受ける予定がないこと。



控除額

- ・入居してから10年間控除が受けられます。
- ※新型コロナウイルス感染症などの影響により、控除の対象となる住宅の取得などをした後、その住宅への入居が入居の期限（令和2年12月31日）までにできなかった場合でも、注文住宅の新築については令和2年9月末まで、分譲住宅の取得については令和2年11月末までに契約を締結しており、令和3年末までに住宅に入居している方は、住宅ローンの控除期間が10年から13年に3年間延長されます。
- ※令和3年度税制改正により、注文住宅の新築については令和2年10月～令和3年9月末まで、分譲住宅などの取得については令和2年12月～令和3年11月末までに契約された場合、令和4年末までに居住用に供していれば住宅ローンの控除期間が10年から13年に3年間延長されます。

1～10年目

住宅ローンなどの年末残高（取得対価などの範囲内の金額）×1%＝控除額（最高40万円）

11～13年目 控除額は下記のいずれか少ない金額になります。

- ①住宅取得等対価の額－消費税額（4,000万円を限度）×2%÷3
- ②住宅ローン年末残高（4,000万円を限度）×1%

※控除額が控除前の所得税を超える場合、住民税から控除されます（最高136,500円）。また、認定長期優良住宅については5,000万円を限度とし、控除額は最高50万円となります。

寄付金控除（ふるさと納税）を受ける方

寄付金控除（ふるさと納税）について

寄付金控除を受ける際には特定寄付金の受領者が発行する寄付ごとの「寄付金の受領書」の添付が必要とされていますが、令和3年分の確定申告から特定寄付金の受領者が地方団体であるとき（ふるさと納税であるとき）は、「寄付金の受領書」の代わりに特定事業者が発行する年間寄付金額を記載した「寄付金控除に関する証明書」を添付することができるようになりました。

詳しい内容は国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁 HP



市道民税に関すること：市民税係Tel 74-4864

所得税および復興特別所得税に関すること：滝川税務署Tel 22-2191 または市民税係Tel 74-4864